

前回答申の今後の課題対応 「民間給与実態統計調査」

国 税 庁 企 画 課
デ ー タ 活 用 推 進 室
令 和 8 年 2 月

1 前回答申での指摘事項（平成31年3月18日付統計委第10号）

利活用目的を踏まえた標本設計の見直しに向けた検討

（指摘事項 1）本来は、利活用目的を踏まえた目標精度を設定した上で、その達成に必要な標本数を確保するための抽出率を定めるべきであることから、標本設計の抜本的な見直しに向けて検討すること。

労働者区分のガイドラインの適用に向けた検討

（指摘事項 2）「統計調査における労働者区分等に関するガイドライン」適用に向け、速やかに検討を開始すること。

集計事項の充実にに向けた検討

（指摘事項 3）調査結果の利活用ニーズを勘案し、年収1,000万円以上の給与階級区分の細分化に加え、正規・非正規の雇用別や男女別など集計事項の充実について検討すること。

（指摘事項 4）類似する統計調査の正規・非正規別の割合と差異が生じているとの指摘もあることから、源泉徴収義務者に委ねられている給与所得者の抽出に関する実態把握や、類似統計調査との差異に関して検証し、改善を検討すること。

オンライン調査の推進や行政記録情報の更なる活用等による報告者負担の軽減

報告者負担軽減の観点から、

（指摘事項 5）オンライン調査の更なる推進をすること。

（指摘事項 6）本調査結果の直接的な活用を含め、KSKシステムに蓄積された情報の活用などによる報告者負担の軽減方策を検討すること。

無回答票の偏りに関する検証・検討

（指摘事項 7）本調査においては、約 2 割の無回答票が発生し、結果利用にも影響を及ぼしかねないことから、国税庁が保有するデータを活用するなどして、無回答票に偏りが生じているかを検証し、偏りが生じている場合には対応方策を検討すること。

2 民間給与実態統計調査の概要

調査の目的	当該調査は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。				
調査の概要					
調査実施機関	国税庁長官官房企画課 ※ 調査関係書類の刷成、発送、回収、照会対応、調査票の審査、調査票のデータ化等の業務は民間委託				
報告者数及び選定方法	・報告者数：約27,000事業所（源泉徴収義務者） 【母集団の大きさ：約350万事業所】 ・選定方法：源泉徴収義務者名簿を基に、源泉徴収義務者を、国税局、従事員数によって層別し、標本事業所を無作為抽出。その後、標本事業所において、標本給与所得者を階層ごとの抽出率に基づき無作為抽出（2段階抽出）。				
調査事項	【源泉徴収義務者（標本事業所）に関する事項】		調査系統	国税庁－民間事業者－報告者	
	・ 名称又は氏名 ・ 所在地又は住所 ・ 企業の主な業務 ・ 給与所得者用調査票の層番号及び人員数 ・ 組織及び資本金 ・ 給与所得者数 ・ 年間給与支給総額 ・ 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額		調査方法	郵送調査、オンライン調査	
	【給与所得者に関する事項】		調査期間	調査の周期：1年 調査の実施期間：毎年1月上旬～2月末日	
	・ 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務 ・ 年中の給与の受給月数 ・ 年末調整の有無 ・ 控除対象配偶者の有無、扶養親族の内訳及び本人控除の有無 ・ 給与の金額 ・ 諸控除（所得控除額及び税額控除額）の内訳 ・ 年税額		公表方法	e-Stat、国税庁ホームページ	
			公表期日	概要：調査実施年の9月末日まで 詳細：調査実施年の11月末日まで	

3 国税庁所管統計の整備に関する検討会

検討会設置の趣旨・背景

- 国税庁では、従来、所管する統計調査等^(注1)の品質向上に自主的に取り組んでおり、加えて統計委員会からの建議及び統計改革推進会議が公表した政府方針^(注2)を踏まえ、令和3年7月に、舟岡史雄信州大学名誉教授を座長とする「国税庁所管統計の整備に関する検討会」を組織し、統計に関する専門家と議論を進めてきた。

^(注1) 「民間給与実態統計調査」、「会社標本調査」、「申告所得税標本調査」

^(注2) 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日総務省統計委員会建議）」、「統計行政の新生に向けて（令和元年12月24日統計改革推進会議・統計行政新生部会）」

「国税庁所管統計の整備に関する検討会」委員名簿

令和7年5月1日現在（敬称略）

（座長）舟岡 史雄	信州大学 名誉教授
美添 泰人	一般社団法人新情報センター 会長
土屋 隆裕	横浜市立大学 データサイエンス学部長・教授
竹村 伊津子	元財務総合政策研究所 電子計算システム課長

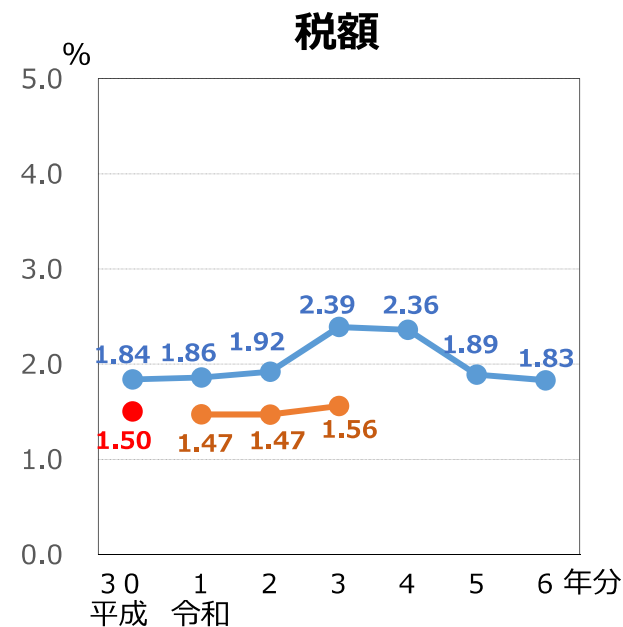
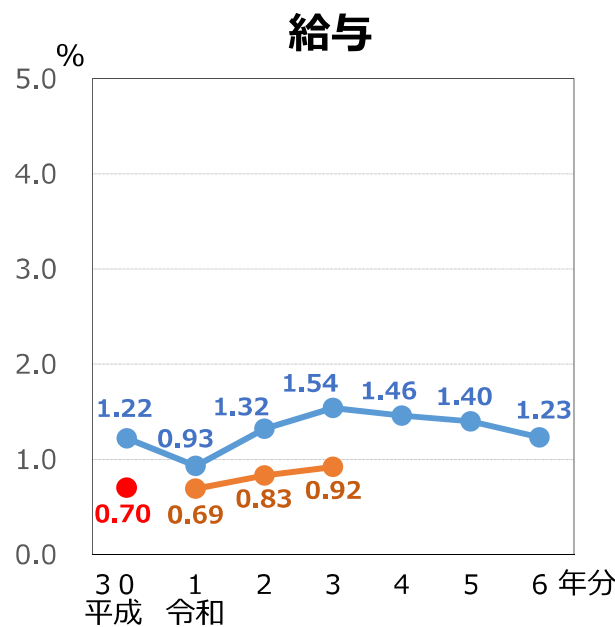
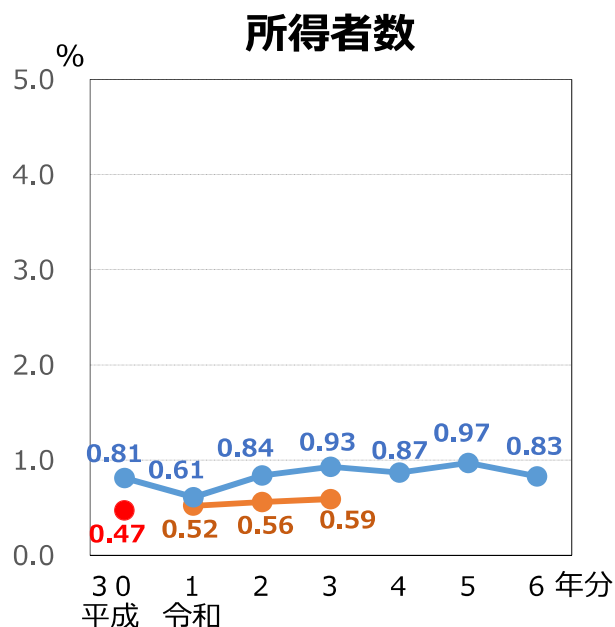
- 「民間給与実態統計調査」については、令和5年6月に上記検討会における議論を踏まえ、令和4年分調査から新たな復元推計手法を適用して調査を実施した。
- 現在、上記検討会では、「会社標本調査」の見直しの議論を進めている。

(指摘事項 1) 標本設計の抜本的な見直し

- 令和元年分調査から抽出率の見直しを行っており、その後、令和4年分調査から復元推定手法の見直しを行ってる。

(各項目の標準誤差率)

凡例：
見直し前 ●
令和元年分の見直し後 ●
令和4年分の見直し後 (遡及あり) ●



- 令和4年分調査から適用した復元推計手法の見直しでは、検討を行った「第一回国税庁所管統計の整備に関する検討会」の委員より「見直しに当たっては、標準誤差率で評価し、見直しの是非を判断することが重要」と意見があり、標準誤差率により、その手法を評価している。
- 本統計は、給与の金額の他、給与階級別の各種所得控除の額等、所得税額の計算に必要な項目も調査しており、租税収入の見積り等に活用されていることから、**当面は現状の結果精度を目標として調査を続けることを考えている。**
- **後述の「指摘事項3」の「集計事項の充実」と併せて、本統計の目的に応じた適正な報告者負担を考慮しながら、目標精度を定め、見直しを検討していく。**

（指摘事項 2）労働者区分等に関するガイドラインの適用

- 令和 3 年分調査より、「統計調査の労働者区分等に関するガイドライン」（平成27年 5 月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、労働者区分の定義を変更することに伴い、「正規・非正規」から「正社員（職員）・正社員（職員）以外（パート・アルバイトなど）」の表章に変更するとともに、正社員（職員）については、身分・処遇を基に区分するように変更した。

《令和 2 年分》

区 分	定 義
役 員	法人の取締役、監査役、理事、監事等をいう。
正 規	役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。
非正規	パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。



《令和 3 年分以降》

区 分	定 義
役 員	法人の取締役、監査役、理事、監事等をいう。
正社員（正職員）	役員、青色事業専従者を除く就業規則等、雇用管理上において、正社員（正職員）として処遇している給与所得者をいう。
正社員（正職員）以外（パート・アルバイトなど）	役員、青色事業専従者を除くパート、アルバイト等、「正社員（正職員）」として処遇していない給与所得者をいう。

➤ 令和 3 年分調査より反映済。

（令和 3 年 8 月 4 日付総政審第270号）

(指摘事項3) 集計事項の充実

- 集計項目の細分化については、細分化による精度への懸念があることから、**現在の標本設計では難しいと判断**しているが、**今後、標本設計を見直す機会を捉えて、給与階級1000万円超の細分化や雇用形態別の統計表の充実について、前述の「指摘事項1」の「標本設計の抜本的な見直し」と併せて検討する。**
- 一方、事業所を聴取対象としている本調査においては、複数の事業所に勤務する者を二重にカウントする形になっており、他の賃金・労働統計との差異が生じていたため、乙欄適用者（いわゆる副業として事業所に勤務する者）を区分した統計表を作成し、利用者利便の向上を図ることとした。

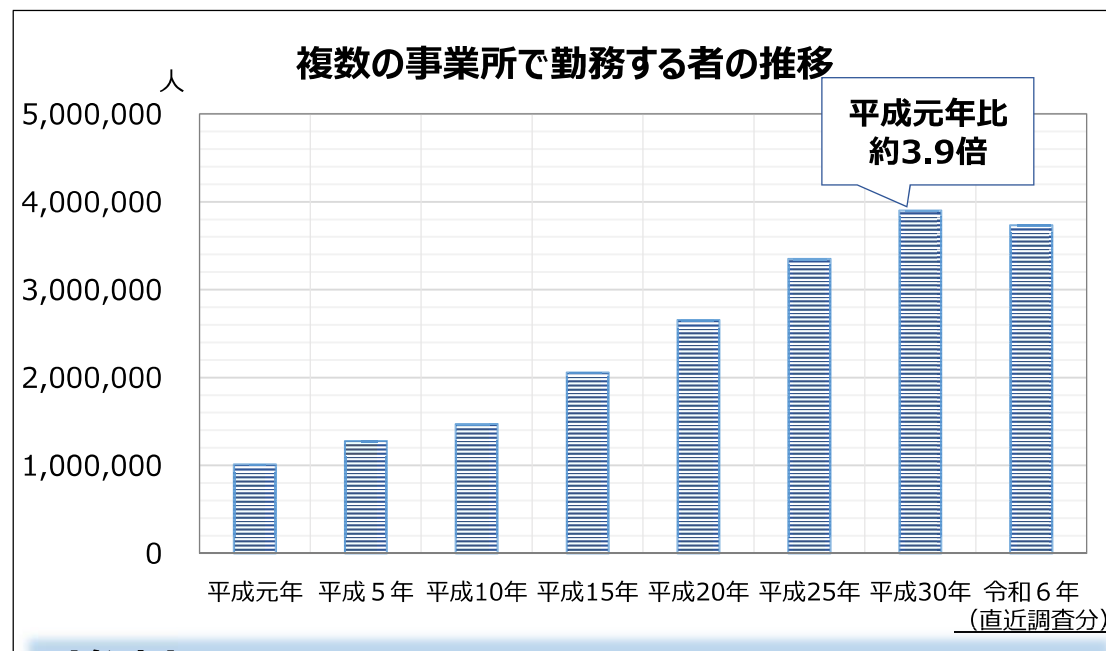
民間給与実態統計調査は、「給与を支払った事業所」を対象とした調査であるため、複数の事業所で勤務する者は、それぞれの事業所において1名の給与所得者としてカウントした結果を公表していた。

働き方の多様化の下、民間企業においては、副業を認める企業が増加しており、複数の事業所で勤務する者は増加の一途であった。

その結果、

- 他統計で公表している労働者数と民間給与実態統計調査の給与所得者数の乖離
- 勤務時間及び給与額が少ない副業を合算することによる平均給与の押し下げ

という傾向が、今後、広がっていくことが予想されたため、**令和2年分調査より、単に複数の事業所で勤務する者の人数等を表章するだけでなく、それを分離した統計表を作成することにより、給与の実態をより正確に表章することとした。**（令和3年8月4日付総政審第270号）



(参考)

乙欄適用者（複数の事業所で勤務する者）を除いた場合の平均給与の比較（令和6年分調査結果）

平均給与	4,775千円
乙欄適用者を除く平均給与	4,860千円

(指摘事項 4) 標本抽出の実態把握や類似統計調査との差異に関する検証

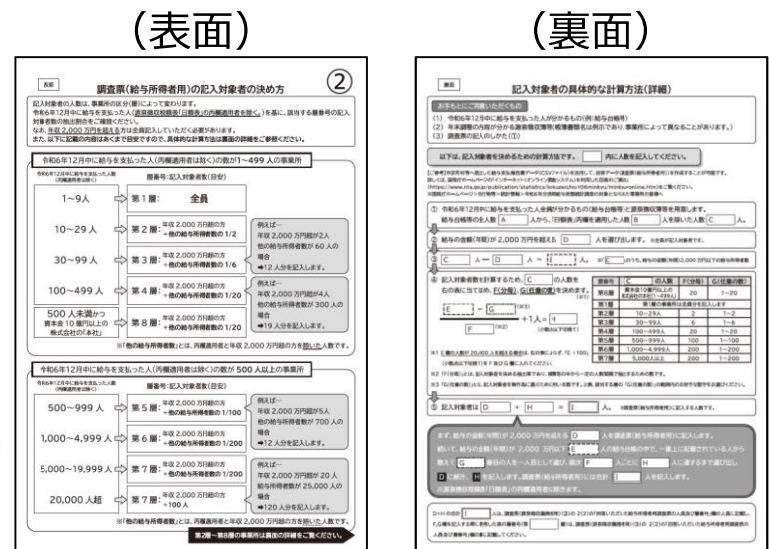
(標本抽出の実態把握)

- 本調査では、源泉徴収義務者を、国税局、従事員数によって層別し、標本事業所を無作為抽出。その後、標本事業所において、給与所得者を階層ごとの抽出率に基づき無作為抽出（2段階抽出）している。
- また、給与所得者の抽出に当たっては、報告者の恣意性を排除するため、**抽出手順を明確化（系統抽出）**して示している。

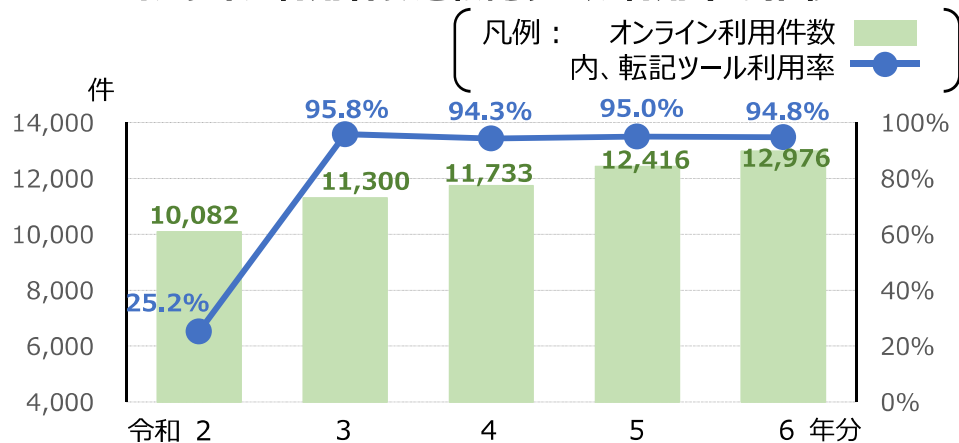
標本事業所に送付する「記入対象者の決め方」の中で、数値を記入することにより必要な給与所得者の数を算出することが可能。さらに具体的な抽出方法も明示している。

(表面)

(裏面)



オンライン利用件数と転記ツール利用率の推移



- オンライン利用者については、標本事業所の負担を軽減するため、標本事業所が市区町村に提出したデータ（給与支払報告書）について、標本事業所自身が調査の回答に転用することを可能とする仕組みを令和元年分調査から導入（転記ツール）しており、**オンライン利用者の9割超が利用**していること把握。
- この**転記ツールを利用すると、給与支払報告書データから自動で給与所得者を選定（系統抽出）**されるようになっている。

- 標本事業所において、問題なく標本抽出できていると評価している。

(指摘事項 4) 標本抽出の実態把握や類似統計調査との差異に関する検証

(類似統計調査との差異に関する検証)

本調査は、「租税収入の見積り、租税負担の検討、税務行政運営等の基本資料」とすることを目的している。

- 本調査は給与所得に対する源泉所得税の計算実態を把握する必要がある。
- そのため、給与の金額のほか、源泉所得税（年末調整）とその基礎となる情報（所得控除等）を調査項目としている。

(※令和6年分調査票（給与所得者用）抜粋)

(10) 扶養親族 (該当する控除対象人数を記入してください。)	(イ) 一般の控除対象扶養親族①	
	(ロ) 特定扶養親族②	
	(ハ) 老人 (a) 同居老親等③	
	人 (b) 一般④	
	計 (①+②+③+④)	
	(a) 障害者	
	(b) 障害者 同居	
	特別者 非同居	
	(11) 本人控除	(イ) 障害者・特別障害者控除 ①
		(ロ) ひとり親・寡婦控除 ①
	(ハ) 勤労学生控除 ①	
(12) 給与の金額	(イ) 給与・手当等 (千円単位)	
	(ロ) 賞与等 (千円単位)	
	(ハ) 計 (イ) + (ロ) (千円単位)	
	(イ) 所得金額調整控除額 (千円単位)	
	(ロ) 社会保険料控除額 (千円単位)	
(13) 諸控除	(ハ) 小規模企業共済等掛金控除額 (千円単位)	
	(ニ) 一般生命保険料控除額 (千円単位)	
	(ホ) 介護医療保険料控除額 (千円単位)	
	(ヘ) 個人年金保険料控除額 (千円単位)	
	(ト) 地震保険料控除額 (千円単位)	
	(チ) 配偶者控除額 (千円単位)	
	(リ) 配偶者特別控除額 (千円単位)	
	(ス) 基礎控除額 (千円単位)	
	(ル) 住宅借入金等特別控除額 (千円単位)	
	定額減税 (ワ) 「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数	
減税 (フ) 定額減税額 (千円単位) ※実際に控除した額		
(14) 年 税 額 (千円単位)		

- 報告者は、源泉徴収義務のある源泉徴収義務者となっている。

源泉徴収義務者 ≠ 事業所

- 「給与」の概念は、所得税法上の定義による。

したがって、現金支給のほか、現物給与等の経済的利益を含み、通勤手当等の非課税分は含まない。

- 調査の範囲等の違いがあり差異が生じると評価。
- なお、他の賃金関連統計の比較・相違については国税庁ホームページに掲載している。

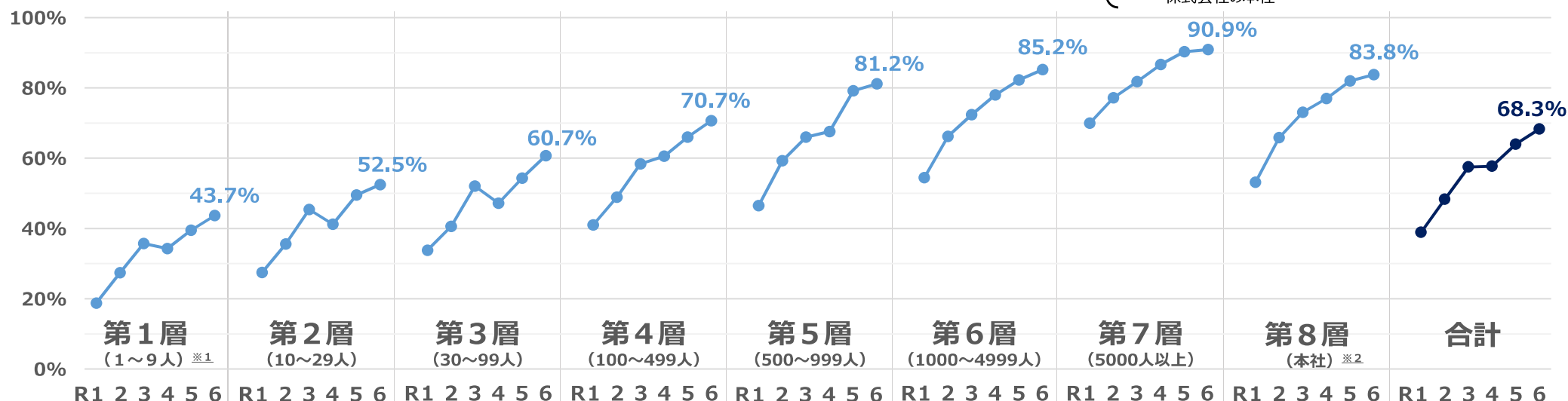
（指摘事項5）オンライン調査の更なる推進

（オンライン調査推進に向けた取り組み）

- 前年分調査において、オンライン利用した標本事業所に対しては、紙の調査票を送付していない。
- 標本事業所に送付する「記入のしかた」等の発送物を、オンライン利用を前提とした内容に工夫。
- オンライン利用した場合、標本事業所の負担を軽減するため、標本事業所が市区町村に提出したデータ（給与支払報告書）について、標本事業所自身が調査の回答に転用することを可能とする仕組みを令和元年分調査から導入（転記ツール）しており、オンライン利用者の9割超が利用。（前述）

各層別のオンライン利用率の推移

※1 標本事業所の給与所得者数の規模
 ※2 「本社」とは給与所得者数500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社

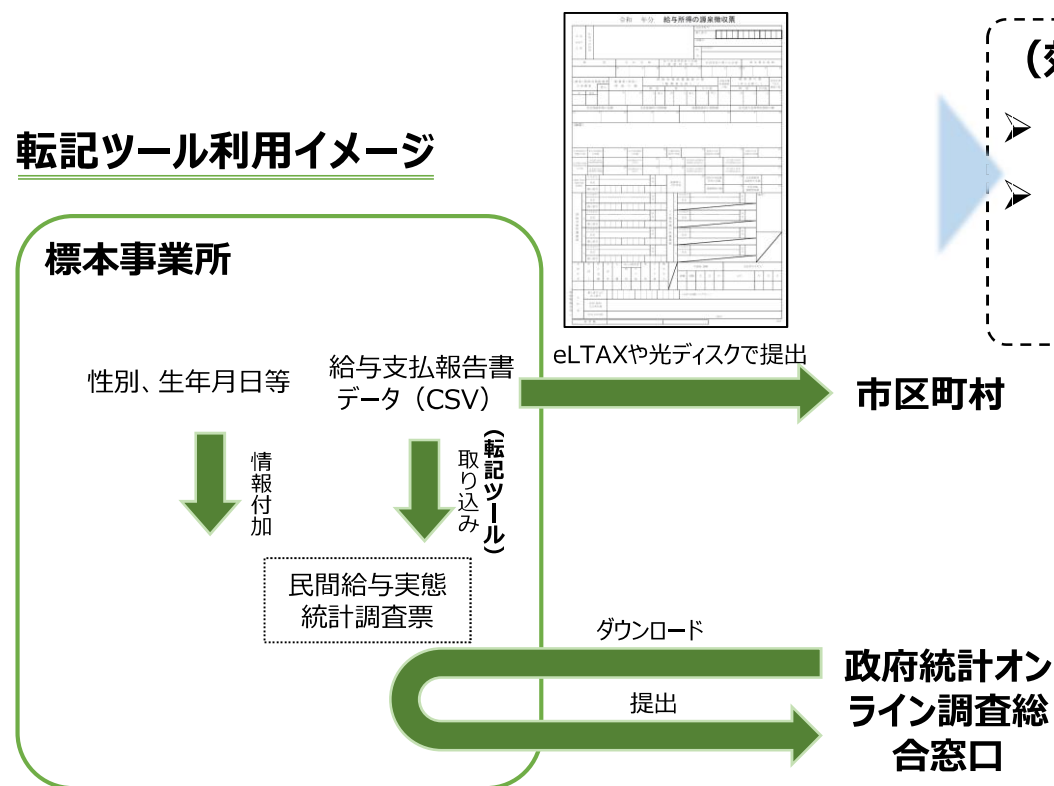


- 規模の小さい（特に第1層）標本事業所のオンライン利用率が低いものの、オンライン利用率は伸びていることから、引き続き、オンライン利用を勧奨する。
- 将来的には、行政記録情報の更なる活用による報告者負担の軽減や、調査設計の見直しの検討を行う。

（指摘事項 6） 行政記録情報の活用などによる報告者負担の軽減

- オンライン利用した場合、標本事業所の負担を軽減するため、標本事業所が市区町村に提出したデータ（給与支払報告書）について、標本事業所自身が調査の回答に転用することを可能とする仕組みを令和元年分調査から導入（転記ツール）しており、オンライン利用者の9割超が利用。（前述）

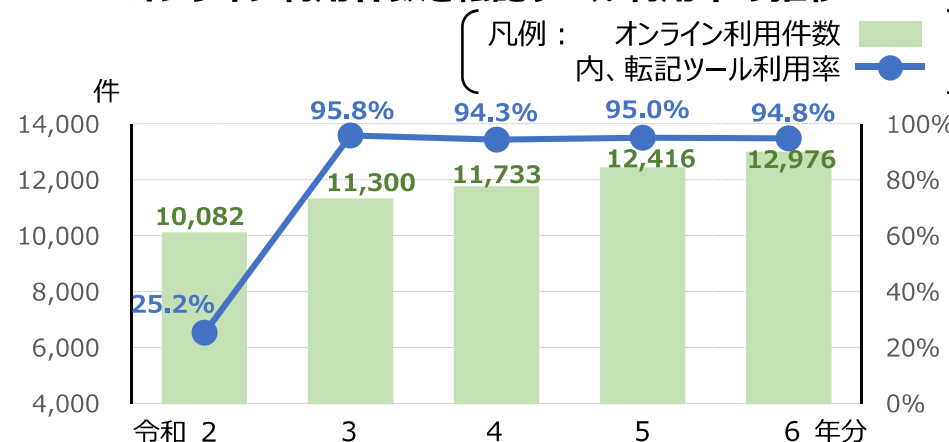
転記ツール利用イメージ



（効果）

- 報告者の統計調査回答に係る事務量の削減。
- 調査票回答に係る記載誤りの削減等により、官民双方の事務量が削減され、オンライン調査システムによる回答の促進が図られる。

オンライン利用件数と転記ツール利用率の推移



- **引き続き、転記ツールを利用することによる報告者の記入負担の軽減を図る。**

（指摘事項 7） 無回答票の偏りに関する検証・検討

「無回答の処理方法による過大復元の是正」の概要

- 本調査においては、これまで欠測値補完の実施に当たって、調査票の回収確率を推定した上で、推定された回収確率の逆数を使用したウェイト調整を実施しているところ、従来の補完方法では、特に、低階層の事業所を中心に、同一階層内の事業所に係る無回答の発生割合に有意な差があることを要因として、推計（給与支給人員や給与額）が、結果として過大に算出されていると評価。
- そのため、令和 4 年分調査より、同一階層内における無回答の発生割合の差異を補正するため、低階層（第 1 層、第 2 層）について階層内を分割（2～3 分割）して推計するとともに、無回答の事業所について、税務データの国税局別、規模別の給与支給人員を活用した欠測値補完の処理を行うこととした。

【階層内を細分化した回収率】（令和元年分調査現在）

※令和元年分は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を含む。

